

## 『上島町公共施設等総合管理計画』（案）に対する パブリックコメントの結果について

上島町における公共施設等に関して各種基本方針等を記述した、『上島町公共施設等総合管理計画』（案）について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

### 1 提出した町民・団体等の数及び提出された意見の数

1人 1件

### 2 意見の提出期間

平成29年3月6日（月）から平成29年3月17日（金）まで

### 3 提出された御意見及び意見に対する町の考え方

別紙のとおり

パブリックコメントで提出された御意見及び意見に対する町の考え方

(別紙)

提出者	意見	該当ページ	提出された御意見	町の考え方
1	1	P 3 3	<p>第3章（公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針）、第2節（公共施設等の管理に関する基本的な考え方）第2項（公共施設等の適正管理に係る実施方針）の「（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針」中、『①施設の将来的な活用に係る方向性を策定したうえで、最適な維持管理や修繕・更新等の具体的な実施計画を策定します。』において、策定期（目標）を明示すべきものと考えます。例えば計画策定後5年以内など。（※参考：岩城橋の開通は平成33年度となっている）</p>	<p>具体的な実施計画の策定期については、P 3 6における（全庁的な取組み体制）に基づき、本計画を踏まえた全庁的な取組みを推進していくなかで、目標時期を定めていくことを考えています。</p>
1	2	P 3 4	<p>上記に関連すると考えられる（5）長寿命化の実施方針についても策定及び見直し時期を明示すべきものと考えます。</p> <p>その理由は、方向性が確定しないと個別計画は策定できないと考えます。</p>	<p>施設類型ごとの長寿命化計画の策定期については、各施設における国の管轄省庁の動向※1も踏まえながら、本町における施設類型ごとの基本的な考え方に基づき、総量や配置の見直しの検討と合せて、緊急性及び実効性のある施設を優先して目標時期を定めていくことを考えています。</p>
1	3	P 3 7 ～ P 5 3	<p>第4章（施設類型ごとの管理に関する基本的な方針）第1節（建築系公共施設）第1項（学校教育系施設）～第14項（その他建築系公共施設）の中の「総量や配置の見直し」の中で『検討を行います』において、目標時期を明示すべきものと考えます。</p>	<p>※1 例えば文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（通知）平成27年3月31日では、平成28年度までに策定することとされている「公共施設等総合管理計画」も踏まえ、公立学校施設、公立社会教育施設等の適切な施設区分毎に、平成32年度までに個別施設計画を策定するよう通知されています。</p>